

総合事業の介護報酬算定方法変更について(令和3年2月22日通知分)

番号	質問内容	回 答
1	サービス提供加算等各種加算について単位数の変更はどのようになるのか。また定員超過、人員欠損による減算に変更はあるのか。	加算・減算の変更はございません。
2	週2回程度利用のプランで、私用や病気により1月に3回しか利用しなかった場合、(あ)・(い)のどちらになるのか。 (あ) A2 2411 訪問型サービスⅣ 268単位/回×3回=804単位 (い) A2 2511 訪問型サービスⅤ 272単位/回×3回=816単位	週2回程度利用の場合、(い)の算定になります。
3	週2回程度利用のプランで、私用や病気により1月に4回しか利用しなかった場合、(あ)・(い)のどちらになるのか。 (あ) A2 1111 訪問型サービスⅠ 1,176単位 (い) A2 2511 訪問型サービスⅤ 272単位/回×4回=1,088単位	週2回程度利用の場合、(い)の算定になります。
4	要支援2(週2回程度)のプランで、私用や病気により1月に4回しか利用しなかった場合の算定は下記で正しいか。 A6 1123 通所型サービス2回数 395単位/回×4回=1,580単位	お見込みのとおりです。
5	訪問型サービスについて 週3回以上の訪問は、要支援1では利用できないのではないのでしょうか。	ご指摘のとおり、要支援1の方は週3回以上は利用できません。
6	今後のスケジュールについて教えてください。 ①質問書への回答のHP掲載 ②サービスコード表のHP掲載 ③届出関係の書類の変更	①回答のHPへの掲載は3月17日(水)です。 ②サービスコード表のHPへの記載は、サービスコード表については変更ありません。(単位数については、厚生労働省の介護報酬改定公表後、速やかに変更いたします。) ③届出関係の書類については変更ありません。
7	変更届関係書類の提出は必要か。	運営規定の記載内容等に変更がある場合は提出してください。